



2023年3月31日

(一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会

MEL 認証番号の新しい管理規則について

認証機関の複数化に伴い、スキームオーナーが認証番号の管理者となる規則を、下記の通り設ける。本規則は、MELを冠する認証番号とすることで、国際的な場面においてもMELの認証事業者・認証水産物であることが明確となり、本認証制度の認知促進に資するものである。

記

1. 新認証番号の付番規則

表示例				
【MEL新認証番号】				
MEL	+ 認証機関コード	+ F/A/C	+ 都道府県コード	+ 4桁番号順
①	②	③	④	⑤
① MEL (スキームオーナー)				
② 認証機関コード (3ケタ: アルファベット3文字にて各認証機関に割当て)				
③ 認証規格の種類 (F: 漁業 / A: 養殖 / C: 流通加工)				
④ 都道府県コード (2ケタJISコード: 01~47、海外は48~99を使用)				
⑤ 都道府県ごとの認証順 (4ケタ: 認証機関に係らず、通し番号にて付番)				
(例)				
漁業認証	MEL-XXX-F	000000		
養殖認証	MEL-XXX-A	000000		
CoC 認証	MEL-XXX-C	000000		

2. 適用期日について

2023年7月1日より

なお、本年4月1日以降の新しい認証については、新規則によるものとする。

3. 新規則の運用に関して（移行措置等）

2023年 4月	ホームページにて 新規則の運用方針 を公表する。	M E L 協議会
	既認証事業者 に対して、新しい認証番号の発番規則と 新認証番号 を通知する。	M E L 協議会
	認証証書については、更新審査時に新番号記載のものに順次差替える。	認証機関
7月まで	ホームページの 認証事業者一覧 について、新旧番号の併記に変更する。	M E L 協議会 認証機関
2026年 6月まで	包材等への番号表示については、適用期日より 3年以内（2026年6月30日まで） に 新番号 へ切替える。	認証事業者

以上